

屋外広告物の許可申請をされるみなさまへ

神戸市 都市局 景観政策課

神戸市では、景観法に基づく景観計画において、地域・地区ごとに「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めています。

この制限は、神戸市屋外広告物条例に基づく許可の基準となりますので、どの地域・地区に該当するかをご確認のうえ、必要な手続きをお願いします。

①

都市景観形成地域^{*1} 又は 沿道景観形成地区
ですか？

☞ どの地域・地区に該当するかは、3～4ページに掲載している住所一覧を参考のうえ、ホームページ等で区域図をご確認ください。

^{*1} 兵庫運河周辺都市景観形成地域のうち、運河沿いエリア以外（住所一覧で「都7-2」に該当）は除きます。

YES



許可申請の際に、
「景観計画区域における
屋外広告物の表示等に関する
行為の制限チェックリスト^{*2}」
を添付してください。

^{*2} 様式は、ホームページからダウンロード
できます。

※ 許可の「更新」をされる際は、
下記のア～ウのいずれかに
該当する場合のみ添付してください。

ア 許可を受けている内容から変更があるもの（本来は「変更」の手続きが必要な
もの）

イ 「岡本駅南都市景観形成地域」内に表示(設置)されているもの
☞ 住所一覧で「都5」に該当
(東灘区岡本1丁目、5丁目の一部、本
山北町3丁目の一部)

ウ 新たに「税関線・三宮駅前沿道景観形成地区」となった区域内に表示(設置)されているもの
☞ 住所一覧で「沿1【新】」に該当
(中央区小野柄通7丁目、雲井通5・6
丁目、御幸通7丁目、琴ノ緒町3・4
丁目の一部、三宮町1丁目の一部)

NO



②

屋外広告物の
1個あたりの
表示部分の
面積が7㎡を
超えますか？

YES



③

屋外広告物の
1敷地あたりの
表示面積の
合計が20㎡を
超えますか？
又は
高さが4mを
超えますか？

YES



NO



NO



景観法に基づく手続きは不要です。

- ※ 令和3年12月23日に「神戸市景観計画」と「神戸市都市景観条例」を改正しました。
改正後の「神戸市景観計画」と「神戸市都市景観条例」は、令和4年4月1日に施行します。
- ※ 令和4年4月1日以降に許可がなされるものについては、改正後の規定が適用されます。
- ※ これまでの手続きとは異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 改正についての留意事項等については、2ページをご確認ください。

眺望景観形成地域*3・都市景観形成地域・沿道景観形成地区 住所一覧

区	町丁名	地域・地区
東灘	岡本	1丁目 都5 5丁目 一部 都5 本山北町 3丁目 一部 都5
	灘	摩耶海岸通 1丁目 都6-5 2丁目 都6-5
	中央	相生町 1丁目 都3 2丁目 都3 3丁目 都3 4丁目 都3 明石町 都2 旭通 5丁目 治1【新】 生田町 1丁目 一部 治1 機上通 8丁目 一部 治1 磯辺通 4丁目 一部 治1 伊藤町 都2 江戸町 都2 小野柄通 7丁目 治1【新】 8丁目 治1 小野浜町 一部 都6-3 一部 都6-4 海岸通 都2 加納町 1丁目 一部 都1 一部 治1 2丁目 一部 治1 3丁目 一部 治1 4丁目 一部 治1 5丁目 治1 6丁目 治1 北長狭通 1丁目 一部 治1 北野町 1丁目 一部 都1 2丁目 都1 3丁目 都1 4丁目 都1 京町 都2 楠町 2丁目 都3 3丁目 都3 4丁目 都3 5丁目 都3 6丁目 一部 都3 7丁目 都3 8丁目 一部 都3 雲井通 5丁目 治1【新】 6丁目 治1【新】 7丁目 治1 8丁目 治1 御幸通 7丁目 治1【新】 8丁目 治1 琴ノ緒町 3丁目 一部 治1【新】 4丁目 一部 治1【新】 5丁目 一部 治1 古湊通 1丁目 都3

区	町丁名	地域・地区
中央	栄町通	1丁目 一部 治2 2丁目 一部 治2 7丁目 都3 三宮町 1丁目 一部 治1 一部 治1【新】 新港町 都6-3 諏訪山町 眺4-b 橋通 1丁目 都3 2丁目 都3 3丁目 都3 多聞通 1丁目 都3 2丁目 都3 3丁目 都3 4丁目 都3 5丁目 一部 都3 中町通 2丁目 都3 3丁目 都3 浪花町 都2 西町 都2 布引町 1丁目 治1 2丁目 治1 3丁目 治1 4丁目 治1 波止場町 都6-2 八幡通 4丁目 一部 治1 浜辺通 6丁目 一部 治1 播磨町 都2 東川崎町 1丁目 一部 都3 一部 都6-1 一部 都6-2 東町 都2 再度筋町 一部 眺4-b 弁天町 一部 都6-2 弁町 都2 港島 1丁目 一部 都6-6 2丁目 一部 都6-6 3丁目 一部 都6-6 元町高梁通 一部 都3 元町通 1丁目 一部 治2 2丁目 一部 治2 7丁目 都3 山本通 1丁目 一部 都1 2丁目 一部 都1 3丁目 一部 都1 一部 眺4-b 4丁目 眺4-b 5丁目 眺4-b 脇浜海岸通 1丁目 都6-5 2丁目 都6-5 3丁目 都6-5 4丁目 都6-5

区	町丁名	地域・地区
兵庫	芦原通	1丁目 都7-1 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 4丁目 都7-2 5丁目 都7-2 6丁目 一部 都7-2 磯之町 都7-1 今出在家町 1丁目 都7-1 2丁目 都7-2 2丁目 都7-1 2丁目 都7-2 3丁目 都7-1 4丁目 都7-1 入江通 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 3丁目 一部 都7-2 4丁目 都7-1 5丁目 一部 都7-1 5丁目 一部 都7-1 小神通 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 4丁目 都7-2 5丁目 一部 都7-2 笠松通 5丁目 都7-2 6丁目 都7-2 7丁目 都7-2 8丁目 都7-2 9丁目 都7-2 10丁目 都7-2 鍛冶屋町 2丁目 都7-2 上庄通 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 北逆瀬川町 都7-2 切戸町 都7-1 都7-2 都7-2 金平町 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 御所通 1丁目 都7-2 2丁目 都7-1 小松通 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 4丁目 都7-2 5丁目 都7-2 6丁目 都7-2 材木町 都7-1 七宮町 2丁目 一部 都7-2 島上町 1丁目 一部 都7-1 2丁目 都7-1 都7-2 神明町 都7-2 須佐野通 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 4丁目 一部 都7-2 高松町 都7-1 都7-2 出在家町 1丁目 都7-1 2丁目 都7-1 遠矢町 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 遠矢浜町 都7-2

注) 区域図でも必ずご確認ください

眺望景観形成地域*3・都市景観形成地域・沿道景観形成地区 住所一覧

区	町丁名	地域・地区
兵庫	中之島	1丁目 一部 都7-1 2丁目 都7-1 西仲町 一部 都7-2 西宮内町 一部 都7-2 浜崎通 一部 都7-2 浜中町 1丁目 都7-1 2丁目 都7-2 2丁目 都7-1 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 4丁目 都7-2 5丁目 都7-2 6丁目 都7-2 東柳原町 一部 都7-2 船大工町 都7-1 本町 1丁目 一部 都7-1 2丁目 都7-2 2丁目 一部 都7-2 松原通 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 4丁目 都7-2 5丁目 一部 都7-2 御崎町 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 御崎本町 1丁目 都7-1 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 4丁目 都7-1 三石通 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 南逆瀬川町 都7-2 南仲町 都7-2 明和通 1丁目 都7-1 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 吉田町 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 和田崎町 1丁目 都7-2 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 和田宮通 2丁目 都7-2 3丁目 都7-2 4丁目 都7-2 5丁目 都7-2 6丁目 都7-2 7丁目 都7-2 8丁目 都7-2 和田山通 1丁目 都7-1 2丁目 都7-1

区	町丁名	地域・地区
長田	梅ヶ香町	1丁目 一部 都7-1 2丁目 一部 都7-1 警原通 1丁目 一部 都7-1 浜添通 8丁目 都7-1 東尻池新町 都7-1 東尻池町 9丁目 一部 都7-1 10丁目 都7-1
	須磨	磯馴町 6丁目 一部 眺3-② 一ノ谷町 2丁目 一部 眺3-①b 3丁目 一部 眺3-①b 4丁目 一部 眺3-①b 5丁目 一部 都4 衣掛町 3丁目 一部 眺3-② 4丁目 一部 眺3-② 5丁目 一部 眺3-② 須磨浦通 1丁目 都4 一部 眺3-② 2丁目 一部 都4 3丁目 一部 都4 4丁目 一部 都4 5丁目 一部 都4 6丁目 一部 都4 西須磨 一部 都4 一部 眺3-①b 行幸町 1丁目 一部 眺3-② 若宮町 1丁目 一部 都4 一部 眺3-② 3丁目 一部 眺3-②

区	町丁名	地域・地区
垂水	泉が丘	1丁目 一部 都4 海岸通 都4 狩口通 6丁目 一部 都4 7丁目 一部 都4 神田町 一部 都4 塩屋町 1丁目 一部 都4 城が山 1丁目 一部 都4 2丁目 一部 都4 西舞子町 1丁目 都4 2丁目 一部 都4 3丁目 一部 都4 5丁目 一部 都4 東舞子町 一部 都4 日向 1丁目 一部 都4 平磯 1丁目 都4 2丁目 一部 都4 3丁目 都4 4丁目 都4 宮本町 都4

注) 区域図でも必ずご確認ください

地域・地区 凡例		
眺3-①b	:	須磨海浜公園眺望景観形成地域 (区域①-b)
眺3-②	:	須磨海浜公園眺望景観形成地域 (区域②)
眺4-b	:	ビーナステラス眺望景観形成地域 (区域b)
都1	:	北野町山本通都市景観形成地域
都2	:	旧居留地都市景観形成地域
都3	:	神戸駅・大倉山都市景観形成地域
都4	:	須磨・舞子海岸都市景観形成地域
都5	:	岡本駅南都市景観形成地域
都6-1	:	都心ウォーターフロント都市景観形成地域 (ハーバーランドゾーン)
都6-2	:	都心ウォーターフロント都市景観形成地域 (波止場町・メリケンパークゾーン)
都6-3	:	都心ウォーターフロント都市景観形成地域 (新港突堤西ゾーン)
都6-4	:	都心ウォーターフロント都市景観形成地域 (震災復興記念公園周辺ゾーン)
都6-5	:	都心ウォーターフロント都市景観形成地域 (H A T神戸ゾーン)
都6-6	:	都心ウォーターフロント都市景観形成地域 (ポートアイランド西ゾーン)
都7-1	:	兵庫運河周辺都市景観形成地域 (運河沿いエリア)
都7-2	:	兵庫運河周辺都市景観形成地域 (運河沿いエリア以外)
治1	:	税関線・三宮駅前沿道景観形成地区
治1【新】	:	税関線・三宮駅前沿道景観形成地区のうち、新たに区域に追加されたもの
治2	:	南京町沿道景観形成地区

*3 眺望景観形成地域については、屋外広告物の許可申請に関し、特に注意を要する区域のみを一覧に記載しています。

●各地域・地区の区域や制限の内容については、神戸市のホームページでご覧いただけます

景観に関するお問い合わせは、
神戸市都市局景観政策課へお願いします。

神戸市のトップページから、
都景観 検索

神戸市中央区浜辺通 2丁目1-30 三宮国際ビル6階
TEL : 078-595-6724~7

